

第10章 準備書についての意見と事業者見解

「大阪市環境影響評価条例」（平成10年4月、大阪市条例第29号）第17条第1項の規定に基づく、「大阪第6 地方合同庁舎（仮称）ヘリポート設置事業環境影響評価準備書」に対する、住民からの市長または事業者への環境の保全及び創造の見地からの意見書の提出はなかった。

「大阪市環境影響評価条例」第20条第1項の規定に基づく、「大阪第6 地方合同庁舎（仮称）ヘリポート設置事業環境影響評価準備書」に関する市長意見とこれに対する事業者の見解は、表10.1.1に示すとおりである。

表 10.1.1 準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解

市長の意見	事業者 (PFI 大阪第6 合同庁舎株式会社) の見解
全般的事項	
<p>本事業は PFI 事業のため、ヘリコプターの運航は運航管理者に委ねられていることから、事業者は運航管理者に対して、次の騒音に関する指摘事項をはじめ、環境影響評価書を十分に踏まえた運航管理を行うよう、文書指示等により継続的に実効性を確保すること。</p>	<p>ヘリコプターの運航時には運航管理者を通じてヘリコプターの運航会社に対して使用目的、環境配慮事項等を明記した資料を提示することにより、騒音に関する指摘事項をはじめ、環境影響評価書を十分に踏まえた運航管理を行うよう文書指示を行います。</p> <p>上記の文書指示等を継続的に行うことにより、環境影響評価書を十分に踏まえた運航管理を行うことの実効性を継続的に確保します。</p>
騒音	
<p>計画ヘリポートの北側には病院や学校等の環境保全施設が多数立地していることから、安全面を考慮した上で、可能な限り東側の進入表面を選択し、周辺への騒音影響を低減すること。</p>	<p>気象条件等を考慮しながら、ヘリコプターの飛行の安全性を保持した上で、可能な限り東側の進入表面から着陸及び離陸を行うことで、周辺への騒音影響を低減します（p. 15 参照）。</p>
<p>近接している環境保全施設においてはヘリコプターの待機時の騒音による影響が大きいことから、待機時間の短縮を確実に実施すること。</p>	<p>計画ヘリポートに近接している環境保全施設へのヘリコプターの待機時の騒音による影響を考慮し、待機中に行うヘリコプター搭乗後の目的地・経路等に関する搭乗者間での簡易打合せ等の時間を短縮すること等により、ヘリコプターの待機時間の短縮を確実に実施するよう、運航管理者を通じてヘリコプターの運航会社に対して指示を確実に実施します。</p>